

東寺觀智院金剛藏『眞言付法血脉』（特4箱12号）の調査報告と翻刻

湯 浅 吉 美

はじめに

東寺觀智院金剛藏聖教類閲覽調査報告の一編として、今回は標題資料を採りあげる。毎年一点という、牛歩にも及ばぬ進み方を恥じ入るばかりである。

報告に先立つて、まず以て東寺（教王護国寺）に昨年入寺された長者猊下に対し、衷心より御祝を申しあげる。何がな御慶びの一言をとは思うものの、凡俗の悲しさで

適切な賀詞を見つけることができない。ともあれ、この調査を従前のとおり温かく御支援くださるよう、伏してお願ひ申しあげたい。続いて、東寺、同宝物館、さらに觀智院の皆様に満腔の謝意を表する。中でも山田忍良師と新見康子氏とには御礼の詞もない。毎年晩夏の調査に際して並々ならぬ御厚誼を辱うするのみならず、拙稿の公刊を常に御快諾くださることに対し、心から御礼申しあげる。

また、橋本照稔猊下をはじめ、大本山成田山新勝寺と同

仏教研究所の方々の御高配も忘れることはできない。地味な基礎研究に対して惜しまなく恵与せられる御厚情に

甘え、こうした仕事を継続することが可能となつてゐる。

殊に今回は、心ならずも世上の騒がしさに揺さぶられて、想定外に遅れてしまつたにもかかわらず、実に辛抱強くお待ちくださつた仏研事務局の伊藤照鏡師には正に頭が上がらない。十分な謝辞を見出しえぬけれども、微衷を汲み取つていただければ、と思う。

なお、今回は都合により、書誌事項の記述と全文翻刻

の提示とのみに止める。本誌前号に報告した同箱11号と同一年の書写奥書をもち、ともに賢宝が携わつたと見られる点、大いに興味をそそれるところがあるけれども、倉卒には何らの知見を語ることもできないので、すべて今後の課題とさせていただく。残念ではあるが、諸賢の御諒解をお願いする。

《書誌事項》

真言付法血脉 二巻（特4箱12号）『目録』19—259頁⁽¹⁾

南北朝時代貞和六年（一二五〇）写 二軸

卷上

【装訂】巻子装。全長一〇米一〇・六糎。

【表紙】後補縲色表紙、縦二七・七糎、横二〇・三糎。⁽²⁾
外題「真言付法血脉」（直接墨書）。外題下に「賢寶」とあり（外題同筆、直接墨書）。

【見返・遊紙】遊紙横一九・三糎。ほか特記事項なし。

【序・目録】なし。

【本文部分】内題なし。斐楮交漉紙。紙数一二一。標準一紙長四三・七乃至四四・一糎。⁽³⁾ 紙高二七・六糎。無辺無界。每紙行数一二行内外。毎行字数不等。字面高さ約二七糎。系図線、世代数、およびごく一部の注記は朱書。少数の異本注記、および間々追筆あり、賢宝筆と見ゆ。その他、訓点等なし。全巻にわたり一二箇所の裏書あり。

【尾題・奥書】尾題なし。貞和六年の書写奥書あり、翻刻参照。奥巻横一三・五糸、寛保三年（一七四三）の修補識語あり、翻刻参照。

【その他】特記事項なし。

卷下

【装訂】巻子装。全長一〇米五九・八糸。

【表紙】後補縹色表紙、縦二七・六糸、横二〇・一糸。外題「真言付法血脉」（直接墨書）。外題下に「賢寶」とあり（外題同筆、直接墨書）。

【見返・遊紙】遊紙横二〇・〇糸。ほか特記事項なし。

【序・目録】なし。

【本文部分】内題なし。斐楮交漉紙。紙数二三（墨付二一）。第21～23紙は書写から遠からぬ追補。標準一紙

長四三・四乃至四三・七糸。紙高二七・四糸。無辺無界。每紙行数二行内外。毎行字数不等。字面高さ約二七糸。全巻にわたり五箇所の裏書きあり。その他の所見は巻上と同じ。

注

(1) 『目録』は、京都府立総合資料館編『東寺觀智院金剛藏聖教目録』（京都府教育委員会、一九七五〔八年〕）を指す。以下の書誌事項には『目録』と相違する計測値などもあるが、報告者の実見・実測したところを提示し、とくに必要のない限り指摘、注記はしない。なお、報告者は書名決定の第一典拠を内題に求める立場に従うが、本資料には内題も尾題もないので、次善の典拠として、後補ではあるが、外題に従う。『目録』は原則として外題を採ったというが、所掲の書名「真言付法血脉」の用字は、厳密に言えば拠り所がない。

(2)

長崎盛輝『日本の傳統色——その色名と色調』(京都書院、一九九六年)の164番 錆浅葱の淡い色。なお報告者は、書誌の報告において、こうした標準的な色見本によつて表紙等の色を記載することを提唱する。書誌学者は往々にして(とくに国文系の人は)、『延喜式』や襲の色目に登場する色名に執着するが、あまり客観的・科学的とはいえない。右の書が適當であるか否かは確定的ではないけれども、一応の目安にはなる。何よりも、文庫版で手軽な点、出張調査の折に便宜である。

(3) 標準一紙長とは筆者が書誌事項の報告をする際に使用している造語である。文字どおり、当該巻子本を構成する料紙一紙の標準的横長を意味する。原則として最頻値(モード)を探るが、継ぎ目糊代に伴う誤差の範囲内において複数の最頻値が出るならば、その平均を探る。もども複数種類の料紙が用いられてる場合には、それぞれの標準一紙長を記載する。事々いよいよ思われるかもしれないが、一葉ごとに採寸してゆくと、料紙利用の様態が鮮明に浮かび上がつてくる場合がある。たとえば、時や人を異にする書き継ぎ、推敲に伴う切断など。

《翻刻例言》

* 改行、傍記、小字片側寄せ、小字双行などの体裁は原本どおりとする。文字の大小、配置なども、努めて原本の態様を髣髴せしめるよう心掛けた。ただし、字間の空きについては十分には再現していない。

* 用字については以下の方針に従う。

J I S 内漢字および『今昔文字鏡 単漢字 10万字版』(東京:紀伊國屋書店、二〇〇一年)の TrueType フォントを用いて表現可能なものは、原本の字形を活かす。したがつて、同じ字の新旧あるいは正俗の混在する場合がある。

それ以外の別体字は、右の範囲内に存する最も適当な文字に改め、必要に応じて翻刻注を施す。

ごくふつうに使われる別体字は、殊更に原本の字形を出さずに通行字体を用いる(例えば、高→高、職→職、弘→弘など)。

文字の筆法によつては、筆写者がどの字形を書こうとしたものか判然としない場合が少くない。その際は、概ね通行の字形を用いる。

原本の字形を残すか、通行字体に置き換えるか、その判断にややゆらぎがある。とはいへ、よほど用字法などの検討に踏み込まぬかぎり、あまり厳格に呻吟することは、むしろ無意味であろう。

本資料においても、大と太、小と少など、他の資料でもふつうに見られる異字通用がある。これらについては、翻刻には原本にあるとおりの字を出し、一々（ママ）を付けなかつた。この方針によると誤植の識別が困難という悩みもあるが、報告者は（ママ）ができるだけ使いたくないと考えており、無闇に（ママ）を付けるのは好ましくないとと思う。なお疑わしい場合には、報告者まで照会されたい (y.yuasa@saihaku.ac.jp)。

* 擦消等のため読解できなかつた文字は「*」とし、必

要に応じて原本所見を注記した。一般的には「□」として右傍注記を付けるところだが、「□」は「□」と見紛う虞があるので、かく試みた。違和感を感じる向きもあるが、如何であろうか。

* 括弧（）内は、報告者の加えた字句である。

* 每紙、冒頭に紙数を示す。無論、系図線は原本では繋がつてゐる。

* 朱書は二重カギ括弧『』を以て括る。

* 系図線は朱線である。ただし、ごく一部に追記と見られる僧名があり、そこに至る系図線はやや太めの墨線となつてゐる。翻刻ではその部分を太線とし、翻刻注を加えた。

* 少数ながら、字句に合点を打つてゐる箇所がある。それについては翻刻注を加えた。

* 裏書は本文の後にまとめた。それぞれの見出しに（第何紙、「何々」裏書）とあるのは、オモテ面「何々」の位置に裏書の第一行があることを意味する。

* TeX では注の管理がすゝまる容易なので、原本所見に係る翻刻注は全て注として末尾にまとめた。なお、この点は TeX を採用するメリットの一つでもある。

といふや、今回は思つていいので、翻刻注の文を漢字・カタカナ交じり文としてみた。御意見を賜れば幸いである。

* その他、一般的な翻刻に準じて解釈されたい。

TrueType フォントを使用した。当該フォントの著作権は株式会社エーアイ・ネットならびに文字鏡研究会にある。

* 前項のフォントを L^ET_EX 2_c 上で使用するに当たり、堀田耕作氏によるフリーウェア Mjifonts パッケージを利用した。

* これらのソウトウェア等を開発・公開された諸氏に心より敬意を表する。

《付記》

* 小稿は報告者自身が日本語版 L^ET_EX 2_c(角藤亮氏によるいわゆる角藤版 pL^ET_EX 2_c) で組版し、大島利雄氏公開の “dvout for Windows” version 3.11.4 によつて印刷出力したものを版下として使用した。

* JIS 外漢字を組版するため、『今昔文字鏡 単漢字 10万字版』(東京、紀伊國屋書店、一〇〇一年) の

【卷上】

真言付法血脉

賢實

(第1紙・前文)

朝嚴

永久三年五月廿五日^{品一}於同寺院授之
師權少僧都年六十資

色衆六口

中納言
增俊

阿闍梨

小野隨心院

与朝嚴同日授之

大輔僧都

直講廣忠息
已講

越後大僧正
飛驥守親光息

顯嚴

大僧正

親嚴

大僧正

俊嚴

僧正

宣嚴

僧正

嚴海

僧正

親果

法印

嚴喜

法印

道源

僧正

道我

僧正

嚴惠

僧正

經嚴

大僧正

靜嚴

大僧正

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

□

小野越前

阿闍梨光明山

永久四年四月十九日壬午於同寺院授之重前受範權僧正

師權少僧都年六十一
受者年廿八

色衆八口護摩定譽阿サリ

教授寬信阿嘆德隆真已灌頂

誦經寬信兼之

無後朝作法＊＊＊

禪兼

能登守基賴子＊日無在祇禪尊所儲也

(3)

中川少將上人

四年丙寅十二月十三日癸卯

實範

於曼荼羅寺授之

(4)

與靜譽同日授之嘆德隆真阿闍梨

自余所作如前

(5)

覺兼

教授禪尊アサリ

(6)

色衆四人

教授禪尊アサリ

(7)

念範

於勝福院授之

(8)

色衆六口教授寬信

資年卅一

(第十九)

法務法印權大僧都寬信

大藏卿為房卿息嚴覺入室

康和五年三月補阿闍梨年二十

尊勝寺初置解文

天仁元年五月四日斗一受灌頂年廿五

(7)

永久元年補東寺入寺卅

(第2紙)

元永元年五月參勤最勝講々師卅五其後七年參勤之

□治元年五月卅日補元興寺別當年四十二

(8)

同四年十二月廿九日任權律師年四十六

同五年勤御齋最勝二會講師

(元興寺修理賞)

長承三年六月廿日轉任權少僧都五十一

(三會講師勞)

永治二年勤後七日法兼勤御齋會聽衆

(9)

大會會以前雖不被宣下長者准據勤之

康治元年十二月十五日補長者二年五十九同廿八日轉大久安元年十月至一長者六十二

久安二年 同二年正月任法務五月參勤最勝講證義

(10)

三論宗 始例 同三年正月十四日補東大寺別當

仁平三年正月十四日叙法印 同三年七月七日遷化

号勸修寺法務

付法八人

念範

行海

右兩人長承元年十月十七日甲辰
井一土一於勸修

寺授之 教授良勝色衆廿口

明海已講少僧都改實運

(第3紙)

言海淨相房阿闍梨

右兩人康治元年十一月六日辟一火一授之

色衆十口

近江阿闍梨

寛紹保延六年五月七日金一授之

寛縁久安二年七月十日日一授之

尊海改仁濟

淳寬

宰相阿闍梨教長卿息

亮慧

内山真乘房
阿:

覺俊上人

長承二年

受密印

兼海上人

久安五年

受密印

觀祐

禪林寺

助アサリ

久安三年十二月十六日受密印

(13)

傳燈大法師位良勝

蓮光房又号進士阿闍梨

永久二年十月廿九日尾一隨嚴覺大僧都受灌

頂年卅六鑽仰積年觀念瑩月永厭囂塵

偏欣閑靜辭寺內之圓＊ト河東之別居

六波羅密寺邊
13

而依寬信法務懇誠令居住勸修寺西明院

付法七人

實任保延三年九月廿三日翼一授之師五十九
資四十一

(第4紙)

良弘
中納言
法印
仁平二年壬七月一日甲午於六波羅南邊蓮明
院授之師年七十六資廿三イ
×二

滿覺少輔阿；
意勝
源意アサリ

中納言
法印

仁平二年壬七月一日甲午於六波羅南邊蓮明
院授之師年七十六資廿三イ
×二



『第廿』
法印權大僧都行海三位法印
本名寬什

大藏卿行宗卿息任覺同母兄
寬信法務入室

長承元年十月廿七日井一
土一隨法務受灌頂年廿五
念範同壇

色衆廿口教授良勝

仁安元年八月廿八日叙法眼

嘉應二年五月廿五日叙法印頃喜僧正吹舉

承安二年正月十三日任權大僧都 同二月廿三

第二年六十五 潤十二月九日東寺灌頂行之任羅

日加任長者

僧正 権喜吹舉長者四人第七度例

治承四年十二月十八日遷化年七十三

俊海高野賢林房

信操大納言得業光賴房

承安三年正月後七日行之加持香水閑院内、助香

(15)

觀祐助阿、禪林寺

仁安三年一月廿六日發未受之資五十九年五十一款

(16)

朗澄承安四年十二月十五日受密印了

(17)

雅寶長吏法印

叡信兵部阿、

(18)

隆榮理法房阿闍梨

『第廿』傳燈大法師位念範

理應院

太皇大后大進時房子已灌頂号大進已講

(19)

元永元年十一月從嚴覺大僧都受灌頂
長承元年十月十七日井一 從寬信法務于時律師重

(20)

『第廿』傳燈大法師位仁濟

本名尊海後改仁濟

大納言俊實卿孫美乃守忠高子

(21)

寬信法務入室資念範已灌頂附弟厭朝
市永隱居高野山新別所号地藏房又稱
絃里阿弥陀佛

元久元年六月八日入滅 年七十二

(2)

「成寶」長史僧正
文治二年十一月廿六日於勝福院受之

資年廿八

色衆廿口教授

興然アサリ

嘆德慶雅アサリ

範果阿:
僧正

成寶建久七年七月十七日卒於高野山新別所長之

兼印

(第7紙)

「第廿一」
傳燈大法師位實任

(2)

「第廿二」
法印權大僧都雅寶

生年六歲

民部卿顯賴卿息保延三年入寬信法務室

出家得度

仁平三年三月任勸修寺別當受印法務課

(2)

久壽二年一月十七日於三寶灌頂大阿闍梨

元海大僧都
年廿六
院受年廿四

從

受灌頂

廿四

井一

建久元年五月十三日入滅

五十九

(2)

受灌頂

廿四

土一

○

從行海阿闍梨

井一

於勸修寺勝福院

受印

大僧都

年廿二

資年三十

四

色衆十人

護摩慶雅アサリ

誦經信運アサリ

受傳法灌頂

資年三十

四

色衆十人

尊實
宗實 阿[：]
上野阿[：]

長宗 隆惠

叡信 行賢

兵部阿[：]

朗澄 文泉房律師石水[：]
色衆四人教授興然アサリ泉涌經學部
通摩隆榮・兼能花安因年三月十四日重

信禪 季巖 隆惠

土左僧都

文泉房律師石水[：]
色衆四人教授興然アサリ泉涌經學部
通摩隆榮・兼能花安因年三月十四日重

禎命 三位法眼 教嚴

伊賀守仲教子

(27)

能覺 法印仁和寺 治部卿能俊卿息

(27)

(第8紙)

傳燈大法師位興然

(28)

從幼稚年隨寬信法務受學兩部大法護

摩諸尊儀軌等

仁平三年閏十二月十八日壬寅隨念範阿闍梨

受灌頂(第6十六) 同四年久壽十月三日壬午蒙實

(29)

覺禪 阿[：]勸修寺淨土院

實信 法印

聖信

円真 阿[：]

勸修寺淨土院

聖信

榮舜 僧都 但授印可

榮舜

僧都

但授印可

建仁三年十一月卅日遷化(年八十四)

躬欲舉達小灌頂阿闍梨公固辭不從

名望高朝野靈効普遐近仁和寺宮徵

意府

守覺親王

守覺親王

守覺親王

仁安二年十一月廿五日逢壺坂增惠受灌頂流真興

密乘之諸流朝宗心海秘教之奧旨括囊

守覺親王

(第9紙)

顯聖
成全阿：

右兩人文治三年十月十八日乙酉授之

成寶 文治六年建久元四月十九日^{壬午}授之

良慶 改勤果 高雄性達房
建久三年九月二日^{壬寅}於本房授之

高辨 明惠上人
定真 空達上人
仁真 玄密上人
仁弁 空明上人

㉑

行慈

神護寺淨覺上人

建久四年九月七日^{壬午}
文治四年三月四日授之

阿：勸修寺報恩院
建久五年三月十六日^{丁丑}房一金一授之
道寶 大僧正

昌珠 律師
大夫

寬典

榮然 大僧都
建久六年三月十三日^{丁酉}房一金一於本房授之
寬紹 阿：年廿二

(第10紙)

堯禪 阿：

兵部卿權僧正

靜瑜 僧都
長遍 律師
弘舜 僧正
實叡 僧正
實尊 僧都
長親 法印

兵部卿權僧正

權少僧都

憲寶
寂忍 大悲房
宗實 梵淨房
隆覺 高雄 律師
榮能 律師
榮意 律師
了遍 大僧正
尊瑜 妙智上人
靜基 妙智上人

右兩人建久五年九月十六日癸卯畢一月一於勸修寺

來迎院授之

圓俊 定惠房季能三位息
建久五年十一月十八日^木於神護寺後白川院

御所今勞勸修院授之

行顯 大納言阿：大納言定房卿息
同年十二月十三日^{戊午}本一授之

（第10紙）

生憲阿、年廿二、實教卿息

(第11紙)

右兩人建久六年三月廿五日
庚戌
辟一土於神護寺

練寛阿、建久九年正月廿五日授之

後白川院御所授之色衆十二口庭儀

河間高祖專史

性我 阿：高雄專覽 又惠眼房 錄倉大御堂最
初別當

卷之三

建久六年八月廿二日
鬼一水一

行意
建久六年八月十八日
畢一
授之

建永二年五月廿三日任權律師

承元二年六月廿一日於觀音寺
刻四十二

「榮筆」

定真

後改空達房住梅尾

高
雄

俊
高

卷之三

永真建久七年十二月九日
甲寅舉十一月一授之

可

九
人

卷之九

龍蓮房 高雄住
同年九月四日尾一受之

14

東寺觀智院金剛藏
〔眞言付法血脉〕
(特4箱12号)の調査報告と翻刻

八

治承三年勤維摩會講師年廿一翌年後二

會講師養和元年重勤後二會講師南都

被停公請僧徒依

有議勤之壽永二年二月廿三日任權律師勞

同年十月卅日任勸修寺別當

文治二年十一月廿六日丙寅

同日

從雅寶法印受灌頂

同五年五月六日受秘密印信於雅寶法印

(第12紙)

同六年建久元四月十九日_乙從興然阿闍梨受

印可

建久七年正月十三日任權少僧都律師一

同年七月十七日_{奎一}於高野山仁濟阿闍梨所

受密印

正治元年正月十四日補元興寺別當同十二月_{廿九日}

^任遷^任法隆寺治八年

同二年正月十三日轉大_{年四十二}九月十一日叙法印_{後高野御}

室孔雀經法建仁元年逢興然阿闍梨重受秘旨

賞讓

同三年八月廿一日補^權法務_{年四十五}

建永元年三月十七日加任三長者_{年四十八}

承元二年四月八日為公家御祈奉修仁王經法

賞建暦三年五月以

光寶法眼任權少僧都

同十五日結願了

護摩兼寬權大僧都

同三年五月十九日為最勝講證義同廿一日

任權僧正十二月廿九日辭長者等_{年五十一}

同四年四月廿一日補東大寺別當_{治四年}

建暦三年八月八日於神泉苑始行請雨經法

十一日未剋大雨下滿七個日結願小雨時々下賞

以親賓任權律師_{建保三年}

_{六月任之}

同十二月卅日辭東大寺別當補大安寺別當

建保七年四月八日於神泉苑修請雨經法七

今日未顯法驗之間任高祖例二个日延行十

六日洪沛如浚天下豐稔即結願廿六日依賞

任僧正

承久三年正月四日還任長者即寺務年六十三

同十月辭長者法務

貞應元年三月任東大寺別當治四年

安貞元年十二月十七日遷化六十九

付法十一人

民部卿
寬證僧都

年廿六

光寶法印
權中納言光雅息

年廿五

右兩人建仁元年十二月廿五日辛丑於勸修寺勝福院

授之色衆廿口教授興然

弁
貞玄
權律師

興然阿闍梨入室資
建久六年三月十二日軫一隨興然闍梨受灌
項年廿四

『第廿二』
權大僧都榮然

本名勝然
◎

榮然大僧都建保四年四月廿一日授之
寬海

成覺

親賓三位
僧都宰相中將通宗朝臣息

成叡阿彌

兼寬松殿法印改靜尊建久二年——補法隆寺別當治三年
越後
依成賓讓也七大寺
信寄已講

別當可止讓之由衆徒訴訟仍重
改補範印法印了

承元四年

建保四年四月廿一日危一隨成寶僧正受秘願

年 月 日 任權律師

仁治二年十月七日轉大聖基權僧正月蝕御祈 賞讓

正元々年八月十三日結印契遷化年八十八

多年中風之間左手痠不能屈申而臨終

焉之時如平愈任本懷結印契云々期

④

文永八年二月廿二日於鎌倉
二階堂奥入滅
宗有弘長元年十二月十三日木一於安祥寺授之
法眼
教授榮尊
聖暹
尊觀房
深寬僧正印信
良實法印印信
二條大關息
良宗阿；印信
聖暹
宗慶 實行房

顯暹僧都仁和寺
寬喜元年十二月十三日鬼一授之

教授定真

定真阿；円法房住梅尾改空達房

教授定真

聖基大僧正大覺子入道左府降忠息
寬喜二年四月五日鬼一授之

①

宗聖法印左衛門權佐藤宗方子宗賴大納言孫
成寶僧正入室資

天福元年十二月十三日癸未

於勝福院授之

鬼一授之

覺宗文曆元年十二月十三日鬼一授之

鬼一授之

文永九年二月三日入滅
鬼一於勝福院授之

高超千本衍光房
高雄弁阿；後住梅尾号
順超
高超千本衍光房
高雄弁阿；後住梅尾号
嚴聖
憲靜願行上人
良宗
良實法印印信
二條大關息
良宗阿；印信
聖暹
尊觀房
深寬僧正印信
良實法印印信
二條大關息
良宗阿；印信
宗慶 實行房
聖暹
宗慶 實行房

聖範宮内卿
高麗房性鑑
權律師

嘉祐三年三月十八日尾一授之

道寶 大僧正 八条左府息

延應元一八月九日 女木ノ 授之

淨有 改成有住高雄

延應二一月九日 魚木ノ 授之

榮円 肥後阿ニ 改榮遍高雄慈尊院性譽後次第

附屬仁治二十二月十三日木ノ 授之

弘安五十九月十七日入滅七十三

心圓

(第16紙)

尊信 近江國人

寛元三一四月五日木ノ 授之

返置印信於本所勸修寺慈尊院

貞宗 阿ニ 雙林寺

聖深 阿ニ 仁治三一二月十日授之

榮尊 三川 權僧正

寛元三一月十八日木ノ 於勝福院授之

色衆六口 教授聖譽

禪真 阿ニ

大夫 律師 勸修寺安樂院

昌珠 大夫 印信

律師 勸修寺安樂院

禪定大閣 光明峯寺御法名行惠

寶治二年十二月十八日木ノ 奉授之

堯禪 阿ニ 改竟然

印信 治部卿僧正

有信 『榮筆』權僧正

公勝 権僧正

經尊

43

覺阿 小笠原法眼

印信

實曉 法印

信壽 法印

性譽 參河律師 高雄慈尊院附屬之

禪澄 權律師 印信

光經 大僧都 高雄

聖運 尊觀房

(第17紙)

榮仁 阿ニ

印信

阿ニ

弁清 恵月房 梅尾

中川 印信

弁心 阿ニ

勝信 大僧正 光明峯寺禪閣息
建長六年 四月五日與授之色衆十二口

教授榮尊 護摩宗聖

貞成 阿彌 中川金蓮房

聖有 阿彌 印信

了弁 權律師 住高雄

深寬 二位 僧正 徒三位家信卿息

正嘉元十一月一日斗一授之

教授二人榮遍榮尊 護摩宗聖

弘安十年正月十一日入滅六十二

仁真 玄密房 梅尾空達房附弟

良寶 法印 一條大闇息

正元々年四月八日授之无色衆

嘉祿二年維摩堅義廿二

安貞元年五月任當寺別當四日勤修

同年始參最勝講聰衆廿四

同二年叙法眼

同二年勤維摩聰衆廿五

寬喜元年始參最勝講廿六

同二年四月五日受灌頂於榮然僧都廿七

同四年叙法印廿九

天福二年二月始參院廻御修法卅一

同年始參法勝寺御八講廿八

嘉祐二年十月參勤公家金輪法三七日之間
迎候內裏

同三年參最勝講開白講師

左大臣隆忠公息 後高倉法皇御猶子
母内大臣實宗公主

貞應元年七月九日始入成寶僧正室十九

本付靜遍僧都受廣澤流為法皇御

同四年十一月廿二日任權法務卅五

嘉祐四年也
曆仁元年十二月五日任權大僧都兼法務

延應元年十一月廿五日光明峯寺禪閣於東

大寺受戒勤仕羯磨師

先例

寬和円融院元果僧都于時少僧都

寬仁御堂禪閣深覺于時法務

康治鳥羽院寬信

(第19紙)

延應仁治元二年六月十二日任權僧正卅七

仁治元年閏十月十四日罷法務申寄阿闍梨

三口於當寺八幡宮

同二年三月八日加任御持僧藏人左少弁兼右衛門權佐、奉

同月廿二日遂二間初參

同年四月十四日光明峯寺禪閣於東寺灌頂嘆德

同年始受法勝寺御八講證義卅八

同年九月十五日月蝕御祈勤修金輪法從九日始行

寅剋蝕黑雲俄覆來皓月不現形被仰勸

賞以榮然申任權大僧都

仁治寔元々四年正月廿三日任大安寺別當四十一年十一月廿八日拜堂

同二年始參最勝講證義任久安承元寬信成資例召具繢所下部

不歷三會講師輩參此御願證義之例

天台座主明雲三井公舜法印 南都无其例

建長七年十二月廿九日任僧正五十二

正嘉二年五月初參仙洞最勝講證義

執柄子孫參此御願證義例

前大僧正良快 此外無例

同年九月廿七日任大僧正^{五十五} 東大寺大僧正始也

小野流大僧正例 定海 實賢 親嚴

正元二年二月十六日為大宮女院御產祈八字文殊法參勤之前左符奉行

正元二年三月廿七日始參仙洞尊勝陀羅尼供

(第20紙)

養導師^{五十六}

弘長二年六月十六日補東大寺別當^{五十九} 同三年十一月

十四日拜堂召具
綱所下部

文永元年為天變御祈於內裏修五大虛空藏

法 勸賞申寄阿闍梨三口於高野御影堂

同二年七月十日為皇后宮^{實雄公主} 御產御祈

修如法愛染王法^{以資謹深寫合敍法印} 皇子降誕弘安聖主是也^{範俊}

僧正以後 僧正興絕

同三年四月廿七日參蓮花王院供養導師

同四年十月十四日為皇后宮御產御祈修
如法愛染王法十二月一日皇子降誕弘安聖主是也

同十二月九日寅刻入滅^{六十四}

天福二年初參後堀川院廻御修法以來修法

參勤廿八個度 證義八個度<sup>公家三度仙洞一度
法勝等四度</sup>

蒙御修法勸賞四个度

月蝕一度 五大虛空藏一度 如法愛染王二度

祈雨水天供三個度^{云々}

興尊^{文永三年三月七日受之}

勝信^{同十月廿六日於灌頂院受之庭儀 色衆廿口}
教授道寶法印色衆外

(第21紙)

〔大僧正道寶〕

左大臣良輔公息光明峯寺入道攝政

為子

成實僧正入室

嘉祿三年五月廿三日補一身阿闍梨

貞永元年四月六日叙法眼

文暦元年勤三會講師

嘉禎二年勤御斎會重講

同年三月廿九日任權大僧都重講賞

同四年五月廿三日叙法印

延應元年八月九日隨榮然僧都受灌頂

④

建長六年十一月補勸修寺別當坐文七年又選任
■聖基■■■
文永二年隨舍兄良瑜僧正受安祥寺印信

建長四年以後辭勸修寺執事卜安祥寺幽居

同五年正月十四日任權僧正

④

同年六月廿八日補法務

(第22紙)

同七月四日辭寺務

同二月十五日補東大寺別當

四月禁裏為天變
御祈修五大虛空藏法

同六年六月廿六日補大安寺別當

十五日

同四年七月為異賊降伏修如法尊勝陀

勸修以深兼律師轉權少僧都

④

同七年正月十三日辭法務

同十年七月^{十日}修請雨經法奇瑞揭焉甘

雨沛然十七日結願日大雨降

九月廿二日加任東寺二長者

同十一年七月廿八日轉僧正去年請雨經法賞

建治三年正月十一日至寺務長者

三月廿日二間初參即日仙洞尊勝陀

羅尼供養御導師參勤

弘安元年正月十四日轉大僧正去年四月々触

御祈賞

僧坊以二位僧正聖濟自筆本書寫之

良兼 改深兼 文永六年九月廿九日房、受之
教授覺宗上人

良宗

良信 律師

宗勝 已講

道淳 法印 円明寺大閣息

榮能

勝信 印可 安祥寺流
文永七年受之

親瑜

實聖

良典

(奥書)
一校了

貞和六年正月廿九日於東寺西院

(奥卷)

寬保第三歲次癸亥仲夏廿九日遂修補了
(修補識語)

僧正賢賀歲六十

但聖基大僧正以下先師僧正榮一自筆也
同二月十二日再校了

(第1紙、寛信条「天仁二元年…」裏書)

寛信次第轉任勘文進上之件蒙准已講宣旨畢寛信替講師

覺嚴不蒙賞死去畢 義晚又不蒙賞死去了者於此例者只今證據不見
候也但如此事等當時依 勅定者先例候仍言上如件

大治四年十二月廿九日任律師 元々去永久三年宣下依
寛信永久四年宣下依重服辭退其年澄心勤仕也

48

同年十二月卅日准已講宣下 長承三年六月廿日任少僧都 三會一

次年信永

前後已講寛信蒙賞以前死去了就中寛信辭退年替東大寺覺嚴
死去了不蒙賞次年已講齊實 已上西勘例抄上書載之了

寛信

永久四年蒙准已講 宣旨

長承三年六月廿日任少僧都三會勞元律師也寛信有事蒙准已
講宣旨替講師東大寺覺嚴不蒙賞以前死去了⁴⁸

綱所記録云

證義者從僧初日結願召替例

久安^{二弘}_{二年}寛信法務證誠參勤之時威儀師顯譽寛信權大僧都從僧ト

召之尚有評儀結願^{二ハ}法務從僧ト召之云々

仁王經法勤仕年紀

康治二年九月廿日 同三年二月廿一日 天養二年五月廿一日

久安三年二月十日 四个度勤行^{云々}

如法尊勝法保延六年雖令進上支度有度外被行之

康治二年六月十二日於白河本泉殿御所被修之七月三日結願^{初度}伴僧十二口

久安三年十月十四日於押小路御所被修之寺務堅淳觀^{第一度}*行之伴一六口

大治四年七月 御產御祈六字法參勤之七月廿日皇子／誕生^{云々}

昇進次第事勘例抄上載之

綱所

勘申賜講師請不遂其會輩被下准已講宣旨例

□□四年講師 宣下

□□不□會令參僧綱等勤仕講師役十二月可准三會講師
□□宣旨畢

□延五年宣下

依同大衆訴辭退次年八月卅日蒙准三會講師宣旨了

□依
作解勘申如件 ⁽¹⁾

永曆元年五月廿七日

(第4紙、行海条「色衆廿口」裏書)

建礼門院御産御祈

供料

治承二年九月一日愛染王法始行伴、六口信業朝臣奉行之
十一月十二日皇子降誕安德天皇是也

(第6紙、雅寶条「久壽二年」裏書)

嘉應二年四月廿一日權律師雅寶可任權少僧都宣旨
仙院東大寺御受戒次初開寶藏賞以別當顯惠讓兼宣旨

(第7紙、實任条裏書)

真海房 小崎流
懷譽阿サリ

蓮生房 入壇受法康治三年從同闍梨
其 後保延三年六月

大法房初於高野從覺^ア上人覺心闍梨。等受法。後

保延三年六月

從良勝阿闍梨。究一流之渾源了年四十八

大治二年丁未十月十五日於高野奥院從丈六堂別所蓮生房聖人奉受許可了
彼聖人從醍醐密嚴院小灌頂アサリ懷順受之是義範傳也

最後於禪林寺邊入滅了

栗田口別處

52

(第12紙、裏書)

建久二年十二月十六日於三寶院隨勝賢僧正重
受者年三十四

入壇讚衆十二人

法務法印成^{修明門院}於二条油小路^{降房}大納言入道亭修之護摩兼寬權大僧都
十一王經法松殿御子

聖天光寶法眼十二天貞玄／法律師

正治二年御產御祈施餓鬼供修之九月一日皇子降誕^{順德院}
是也

建久六年八月中宮御產祈葉衣法勤修之八月十二日

皇女誕生春花門院是也

(第13紙、「同十月辭長者法務」裏書)
賢寶自或記中抄出之

建保七年四月八日始行之至于七个月日雨不降仍今二一个日被延修之
十五日夜雨快降十六日結願勸賞可有之^{云々}廿日賀茂祭也然御

東寺觀智院金剛歲『真言付法血脉』(特4箱12号)の調査報告と翻刻

神事間其後可被仰下欵之由風聞

自十五日夜半至于十七日夕甘雨普潤一天四海歸伏之者也

轉正僧正又以貞禪得業補律師^{云々}

當今御代此法已三度

一度成賢僧正
二度成寶々、

依禪定殿下仰孔雀經護摩參勤之年紀可尋之

◎

(第14紙、「興然阿闍梨入室資」裏書)

(第15紙、「聖範」裏書)

「榮華明願房
聖範」
——貞性——性然——信遍
觀明房
寂靜房
法印
高雄
◎

貞然

(第18紙、「同三年…」
「安貞元年…」裏書)

嘉禎三年五月廿日

證義者

法印定玄

興

權別當

講師

法印聖基

勸修寺別當

權大僧都覺經

寺

權少僧都良遍

興

賢信

圓憲

法眼尊經

興

法印聖基

勸修寺別當

權律師祐性

山

已 講道喜

寺

經承

圓憲

聽衆

東大

宗性

威信

興

定宗

興

玄尊

興

聖憲

山

尊惠

山

淨譽

寺

賢惠

寺

房源

寺

(第19紙、奥から六行目「正嘉二年…」の四行目「同二年二月八日…」裏書)

正嘉二年月日

證誠

大僧正聖基 權僧正良盛

法印權大僧都長俊

最勝講僧名

寛元二年五月廿三日

證義者

前權僧正定玄

興別

權僧正聖基

初度

前法務召具綱所

講師

法印權大僧都円憲

權大僧都宗胤

寺

權少僧都

威信

尊海

寺

宗性

円成

寺

經海
權律師
尊賢

範成
已講
定濟

聽衆
玄雅
覺增
賴永
實勝
房渕
澄祐

快惠
東源能
尊信
興源雅
奉行勘解由次官顯雅
威從同上

(第19紙、奥から一行目「正元」(年...)裏書)

一月閏廿九日御産平安皇女誕

- 仁安三年（年五十一）欽、墨抹。年五十一欽、存疑。
年七十二、墨線ニテ圓ミ、墨筆合点ヲ施ス。
- (1) (顯嚴ノ) 顯、朱筆合点ヲ施ス。『已下榮筆』ト接続スルナルベシ。
静嚴ノ下、破損。
- (2) (寛信右傍ノ) 兼誦経、墨抹。嘆德隆真已灌頂、墨抹。＊…＊、不
明十字程ヲ擦消。
- (3) *日無＊、擦消。下ノ＊ハ「土」力。
- (4) 五年十月廿七日、毎字左傍ニ墨点。
- (5) 与實範、墨筆合点ヲ施ス。
- (6) 天・（廿一日）一、左傍ニ墨点。
- (7) (本文行ノ) 天、不明字ニ重書。
- (8) □、虫損。「大」ナルベシ。
- (9) 齋、不明字ニ重書。
- (10) 久安二年、擦消。
- (11) 色衆廿口、墨色異ナリ後筆力。
- (12) 翼、左傍ニ墨線ヲ打チ、右傍ニ「翼欽」、更ニソノ「欽」ヲ擦消。
- (13) 淳寛ヨリ左ノ系図線、墨筆。覺俊・兼海、字画小サク、「觀祐」以
後ノ補入ト見ユ。觀祐、墨筆合点ヲ施ス。
- (14) *、未詳、「」ノ中ニ「丙」。密、ママ。
- (15) 良智・定円二入ル縦線、墨筆。『以下榮筆』、朱線ニテ真慶ニ接続。
- (16) 俊海・信操、墨筆合点ヲ施ス。承安三年…、墨筆挿入符ニテ「日加
任」（治承四年）両行間ヲ指示シテアリ。
- (17) 敘信、墨筆合点ヲ施ス。
- (18) 系図線、縦線ヲ引テ已ム。
- (19) 朗澄ニ至ル系図線、フリーハンド緩曲線（墨筆）。
- (20) 仁安三年（年五十一）欽、墨抹。年五十一欽、存疑。
年七十二、墨線ニテ圓ミ、墨筆合点ヲ施ス。
- (21) (久壽二年行ノ) 灌頂大阿闍梨・（ソノ右注ノ）受、墨抹。建久…、
墨筆移動符ニテ治承四年行ノ左ヲ指示シテアリ。
- (22) (久壽二年行ノ) 灌頂大阿闍梨・（ソノ右注ノ）受、墨抹。建久…、
墨筆移動符ニテ「治承元年」（文治二年）両行間ヲ指示シ
テアリ。（別當ノ下ノ小字右注）權、左傍ニ墨丸ヲ施スモ趣意不明。
- (23) (第廿) 紙継目ニ乗ル。
- (24) (第廿一) 八第7紙上、「傳燈」ハ第8紙上。
コノ行、墨筆移動符ニテ「治承元年」（文治二年）両行間ヲ指示シ
テアリ。（別當ノ下ノ小字右注）權、左傍ニ墨丸ヲ施スモ趣意不明。
- (25) (第廿) 紙継目ニ乗ル。
- (26) (右傍) 此ノ禪林寺、擦消。最初ノ＊ハ「阿」又ハ「次」、最後ノ＊
ハ「居」ノ如シ。
- (27) 応、原作「」。
- (28) 同四年、墨線ニテ次行頭ヲ指示シテアリ。
- (29) (行慈双注左行ノ傍書) 二月、字間左ニ朱点アルモ趣意不明。
- (30) (行慈双注左行ノ傍書) 二月、字間左ニ朱点アルモ趣意不明。
- (31) (行慈双注左行ノ傍書) 二月、字間左ニ朱点アルモ趣意不明。
- (32) (行慈双注左行ノ傍書) 二月、字間左ニ朱点アルモ趣意不明。
- (33) (行慈双注左行ノ傍書) 二月、字間左ニ朱点アルモ趣意不明。
- (34) (仁真ノ) 仁、朱筆合点ヲ施ス。
- (35) 梅尾、梅尾ナルベシ。密教學會版『密教大辭典』縮刷版一六七三頁
「梅尾御物語」ノ項ニ「梅尾古くは梅尾と書けり」ト見ユ。梅尾、以
下ニ間々アリ。
- (36) 承元四年、墨筆移動符ニテ「改補」行頭ヲ指示シテアリ。
- (37) (第廿二)・本名勝然、第13紙上ニアリ。

(本文行頭ノ) 仁、擦消。

申、ママ(伸)。

愈、原作「嚙」、但シ「口」ハ左偏ニアラズ、字画左上ニ小サク付ク。

子、ママ(寺)。

コノ二行ノ間ニ紙継目。

公勝、朱筆合点ヲ施ス。公勝・経尊間、朱線ニ墨線ヲ重書。

『第廿三』、紙継目ニ乗ル。

『左傍ノ』還、墨筆補入符ニテ「建長六年」行「月補」両字間ヲ指

示シテアリ。

『行間ノ』建長四年行、墨筆移動符ニテ建長六年行ノ前ヲ指示シテアリ。

『廿六日』ノ六、墨抹。

『小注右行』依、字画下ニ墨筆移動符アリ。中行「重服辞退」ヘノ接続ナルベシ。中行「依」、墨抹。(左行、六月廿日ノ)廿、「卅」ニ重書。

以上四行、墨抹。

三、左傍ニ墨点。

以上六行、天部破損。コノ行、「依」ノ上二字画アルヤニ見ユ。依

作解存疑。
コノ裏書、「仁安四年」行裏ニ位置ス。故ニ、右六行ヨリモ右ニアリ。
「正治元年」行裏。
「承元二年」行裏。

「同四年四月廿一日」行裏。

「十一日未刻」行裏

「建保七年」ヨリ「自十五日夜半」マデ第13紙、「轉正僧正」

繼目上、「當今」第12紙ニアリ。

尋存疑(虫損)。

聖、朱筆合点ヲ施ス。

「十一日未刻」行裏
「建保七年」ヨリ「自十五日夜半」マデ第13紙、「轉正僧正」
繼目上、「當今」第12紙ニアリ。

【卷下】

(後補外題)

真言付法血脉

賢寶

同六年五月廿六日任權僧正
建治元年十月十九日隨道寶大僧正受安祥
寺流印信

(第1紙)

〔第廿三〕
〔或四〕

同三年正月轉正僧正
或四

弘安三年八月補二長者四十六
六日

同四年八月四日補東大寺別當

同五年至一長者法務等四十八
十月十五日

光明峯寺入道攝政息
大僧正勝信

寛元三年三月入聖基大僧正室

同五年十八日直任權少僧都

寶治二年閏十二月廿九日轉權大僧都
或建長元年十一月十一日

建長三年正月十三日叙法印

同五年十一月十一日
補勸修寺長吏聖基讓

同六年四月五日隨榮然僧都受傳法灌頂

文永四年十月隨聖基大僧正重受秘密灌頂具支

寺々務護持僧法務等 倫旨重＊護持如元

四月廿三日大藏卿忠世朝臣奉
②

同九年以護持勞深兼叙法印 以法務替元信

任權律師 同年五月參籠高野

同年以禁裏御受法賞以榮尊申任權

少僧都

主上有靈夢御事大師告云若有真言

傳授叡慮者可令受勝信僧正給云々依

之有召御受法異他々

同十年二月参^{五月}*仙洞尊勝陀羅尼供養御導師

③

(第3紙)

〔第廿三〕
權僧正榮尊

弘長三年四月於道寶僧正前出家

受十八道兩部大法護摩諸尊法等於聖基大

僧正

寛元三年二月十八日受灌頂於榮然僧都

文永二年補安樂壽院阿闍梨法印勝信
解文

年月日補法金剛院阿闍梨仁和寺宮解文

同七年六月十八日任權律師年四十九 道寶僧正愛染王法
賞讓

弘安九年九月十六日轉權少僧都道寶僧正弘安四年
④
如法尊勝法賞讓

信忠大僧正

盛信法印

勝秀高野寺僧

正應三年叙法印

(十一月十三日)

永仁六年十一月轉權大僧都為神護寺灌頂大アサリ勤仕也
年七十六正安四年十月參勤改乾元々初度仙洞廻御修法兩度年八十後宇多院有勅喚令受法流奧旨給云々

乾元二年自正月臥病數旬頻有勅問慰

勞儼然病中被授權僧正御傳法賞云々

同二月廿三日結誦印明入滅年八十一

興尊印可

顯舜真能房

兩人同壇

隆尊阿々後宇多院弘安九十一、十、奉授印信信忠長吏大僧正印信融賢雙円房惠遍明倫房良表弘安九年六月十八日住円房

圓鏡

賢爾一円上人榮實勸修寺法印嚴快權少僧都

(第4紙)

信聖權僧正無色衆聖尊阿々色衆六口教授同毗沙門谷住能信作都色衆六口教授興尊覺譽禪空房作法覺融同如禪覺融兩人同壇弘安十九、廿五、如禪報恩院住

(第5紙)

仁勝作法權大僧都 弘安十、十二、廿一、教授聖濟 護摩信聖

光信 法印作法 正應二、三、廿四、色衆十二口
中納言忠高卿息 護摩深兼教授聖濟

仁然 阿々作法
正應二、四、廿八、庭儀色衆十四口 深兼法印護德 護摩信聖

性瑜 本照上人 西大寺僧
正應三、二、廿、具支作法 年六十二 教授聖濟律師

願海 上人阿印房
正應四、正、十九日教授護摩聖濟律師兼行之

勝円 僧都
作法 正應四、一、三、二、色衆六口 護摩信聖僧都 教授聖濟律師

榮俊 僧都作法於神護寺慈尊院授之
正應四、三、廿九、授之色衆十口 護摩深遍僧都 教授聖濟僧都

濟尊 法印
印信

房譽 法印作法 於神護寺慈尊院授之
正應四、十一、二、四、色衆十口 教授深遍法印護摩信聖僧都

兼禪 律師 同十二、廿六、授之教授深兼法印護摩光信律師

深兼 法印
印信

房譽 法印作法 於神護寺慈尊院授之
正應四、十一、二、四、色衆十口 教授深遍法印護摩信聖僧都

明勝 已講作法
永仁二、一、四、十三、授之色衆八口 護摩信聖法印
教授聖濟僧都

榮譽 法印作法 春信上人 近江國夏身鄉光明寺住持
印遍 法印
印信

賴意 権少僧都作法 正應五、十一月廿三日授之色衆八口
護摩信聖 教授聖濟

榮譽 法印作法 春信上人 近江國夏身鄉光明寺住持
印遍 法印
印信

明勝 已講作法
永仁二、一、四、十三、授之色衆八口 護摩信聖法印
教授聖濟僧都

榮譽 法印作法 春信上人 近江國夏身鄉光明寺住持
印遍 法印
印信

禪重 法印
印信

俊濟 法印 作法 无色衆

盛信 法印

尊珠

榮海 印信

(紙端マデ四行分ホド空キ)

(第廿四
6紙)

權僧正聖濟

從三位伊基卿息

實範賀阿闍梨子

八条右兵衛督公行卿孫

隨勝信大僧正出家受兩部大法於聖基僧正

文承永十年。五月廿二日。隨榮尊僧正受灌頂。^⑧

弘安六年。任權律師勝信僧正如法愛染王法

賞彼結願於禁裏為晴儀之間直召仰之

同八年受安祥寺流印信於勝信大僧正

正應三年轉權少僧都

永仁五年叙法印 同六年轉權大僧都
延慶元年任權僧正 ^⑨

嘉曆二年三月初參 仙洞長日不動法

嘉元二年八月廿八日於万里小路仙洞為上皇

御藥御祈修八字文殊法

嘉曆三年十一月參仙洞長日不動法 ^⑩

元應三年二月五日結印唱明入滅 春秋七十三

榮紹嘉元三年十二月十三日本一於勸修寺慈尊院受之師五十七資廿九

色衆八口 教授宗惠護摩光信

榮海長元年五月九日本一於關東龜測坊受具支

色衆十口 教授護摩阿闍梨兼行

賴源權僧正 德治三年九月廿四日於鎌倉雪下授之色衆十口

護摩親瑜法印教授無之

尊顯正和三年三月廿七日於鎌倉二階堂房授之色衆八口教授有寬

仁寶應長元年十月十八日本一於龜測房授之 教授榮海

一音院攝政息

榮聖 已灌頂 正和四年二月廿日於相州二階堂房授之色衆六口

賢基 權少僧都 通世高野住
應長二年一月十五日授之 教授榮海

賴覺 律師 通世
同九年為勸修寺長吏 勝信僧正讓

榮範 賴覺兄弟同壇 教授榮海

右二人同壇

聖然 元應元年未七月廿二日乙亥
臂一本 於龜洞坊授之

色衆八口 教授榮紹 護摩榮海
日輪寺 一條太相國實家公息円明寺殿孫

經助 僧正法名 文保元年四月十九日授之無色衆

宗海

大御堂交衆

教授榮海

文保元年三月七日授之

正應 一年勤三會講師

同年十二月九日轉權大僧都

同四年十月廿九日叙法印

大僧正

弘安八年正月十四日直任權少僧都
同九年為勸修寺長吏 勝信僧正讓
同十年五月七日丁酉鬼宿
日曜 受傳法灌頂於勝信

〔第廿四〕
大僧正信忠

永仁四年七月十二日任權僧正三會一
同六年五月廿八日轉正

正安二年八月廿八日加任二長者

十月廿八日寺務 宣下

十一月二日法務 宣下

十二月五日興福寺供養開眼御導師參勤

同廿三日轉大僧正

同三年七月十三日依輪言於安祥寺青龍社壇奉仕諸雨經御讀經至第三日深雨之間令結願了

同三年十二月廿四日拜堂自弘誓院出立先師僧正弘安例也

同廿五日行東寺灌頂

同四年行後七日法

嘉元三年二月辭寺務等

延慶、加護持僧宣下

正和三年五月十日為春宮御息所御產御祈

行如法愛染王法皇女御誕生宣政門院是也

同五年補關東鶴岡八幡宮別當

元亨二年十月十八日於鎌倉山內柳谷着永

觀律師蓮絲袈裟持高祖五股唱五字明結

秘印入滅年五十七

榮海正安二年二月六日於灌頂院授之師御年卅五資廿三色衆十口教授榮尊法印護摩聖濟法印

教寬長吏大僧正

嘉元々年十一月廿八日斗一於灌頂院授之色衆十二口教授聖濟法印護摩宗惠法印

依貴宗惠僧都申叙法印了

(第9紙)

賴基法印

乾元二年四月廿七日授之色衆十二口

教授聖濟法印護摩公勝法印

聰賢法印、於慈尊院授之

實濟僧都於灌頂院授之

寬瑜律師

延慶元年十一月十七日於慈尊院授之

色衆十口教授護摩宗惠法印兼行之

慶海中川正和三年十一月房於慈尊院授之

宗慧法印具支作法無色衆於灌頂院授之

教授榮海僧都信慧法印

一品兼教禪息

時寶法印正和四年九月七日於灌頂院授之庭儀色衆十六口教授榮海僧都護摩公嚴僧都

顯寶

於關東若宮別當房授之无色衆

教授榮海法印

公勝僧正印信

公嚴法印印信

宣瑜

西大寺長老淨覺上人
印信於伊勢國阿野津宿授之

順忍

極樂寺長老善願上人
印信於鎌倉若宮別當房授之

俊海

本正上人極樂寺長老

（紙端マテ一行分ホド空キ）

（第10紙）

前僧正榮海

弘安七年生年
入深寬僧正室

同十年參勸修寺信忠大僧正門下

永仁元年於仁和寺五智院出家

戒師實海僧正
年十六

、
、
、
補五智院阿闍梨

實海僧正解文

之故也

弘安七年七歲

同年八月廿一日補三長者

五十三

同十二月八日於禁中行七星如意輪法

同廿三日

運時結願明日廿四日可有北野平野兩社行幸

嘉曆元年八字文殊護摩依勅定修之

五月八日 嘉曆三年任權僧正五十一

御持勞

元德二年五月於禁裏修五大虛空藏法

伴僧八口 賞以權律師尊顯

任權少僧都

同十二月八日於禁中行七星如意輪法

同廿三日

應長元年五月九日角一於相州二階堂龜渾

具支作法

房受秘密灌頂於聖濟僧正

正和元年轉權大僧都

師主大僧正護持勞謙敏
卅六

文保二年叙法印四十

三

德治三年任權少僧都卅一

永仁六年任權律師廿一

正安二年三月六日受傳法灌頂於信忠僧正廿三

同三年修後七日法

元弘三年七月自隱岐還幸初於禁中修尊

勝法

建武元年三月廿三日於禁中被行五壇法內

(第11紙)

大威德法行之中壇十樂院二品親王慈道

同二年五月二款為中宮御產御祈修七星如意輪

息災兼日行如意輪法增益也
後日改之為七星如意輪法

同九月廿一日於神護寺寶塔院修五大虛空藏法

天變御祈

同十月行幸神護寺被行結緣灌頂曼茶羅

供等參勤曼茶羅供御導師於金堂被行
即結緣灌頂大アサリ弘真僧正

之色衆廿口乞戒潤惠法印御誦經導師深守

僧都

勸賞以權律師榮兼任權少僧都
同十一月兵革御祈於住房修八字文殊法

曆應、、、於持明院殿被行五壇法內軍荼梨法參勤中壇梶井二品親王尊胤

康永元年轉正僧正

同四年正月四日被下寺務宣旨即修後法務等同日

七日法 同十四日護持僧事宣下

同三月十六日月蝕御祈行一字金輪法剋限

雨下蝕不現 勸賞慈尊院本房申寄有職了

三月廿日拜堂自亮忠律師

同廿一日御影供々養法參勤台藏界

同十一月寺務等辭退

貞和元七個日同廿一日御影供々養法參勤台藏界

八字文殊法 伴僧六口

去一日可加武家護持僧之由申之領狀了

同七月八日於同亨院修七星如意輪法伴僧
（第12紙）

七個日

受者一円上人灌頂弟子也今度重受也
康永四年三月卅日榮兼聖聯同壇受小鶴灌頂

教授榮紹僧都

同九月廿五日於三条坊門武衛亭行五壇法
軍荼利法勤之中壇實相院僧正增基
六口

宗深 權少僧都

已上二人嘉曆二年十二月十五日同壇於慈尊院授之

色衆八口教授聰賢大僧都 護摩榮紹僧都

晃救 良光房 東寺御影堂聖

直義朝臣
七個日
數日之間修法
同三年六月、於武衛亭連壇御修法御產生
祈禱也依**病氣更發武家送醫藥
門人 結秘印 醫師
道仙

同三年六月、於武衛亭連壇御修法御產生
祈禱也依**病氣更發武家送醫藥
門人 結秘印 醫師
道仙

快寶

榮寶

聖乘

已上三人零落遁世了遺恨々々

定譽 權大僧都

元弘二年五月五日於關東能成寺授之色衆十口

教授聰賢法印 護摩房嚴法印

嚴濟 同三年九月於能成寺授之色衆八口

良心 香蘭院禪定殿下御息 素淨房

木幡觀音寺住持

光海 練照房

榮兼 嘉曆二年二月十八日於勸修寺慈尊院授之
教授榮紹 護摩榮實 色衆八口 予年五十

（第13紙）

具支作法 教授護摩一身兼行之

定信 安樂寺別當

實耀

已上二人建武二年五月廿四日於勸修寺慈尊院授之
無色衆 教授榮實法印 護摩榮紹僧都

聖聰 僧都

(8)

建武四年十二月十三日於神護寺慈尊院授之

色衆八口 教授榮紹僧都 護摩榮兼僧都

心淨加賀國住人 明星寺住持 又康永二年八月八日小嶋灌頂 教授榮紹僧都

(第14紙)

教賀 權少僧都 梅尾經弁上人灌頂弟子今度重受也

建武五年二月十七日二人同壇於高雄房授之

无色衆 教授榮紹僧都 護摩榮兼僧都

道我 権僧正
聖無動院

成譽 法印
高雄住

已上二人建武五年八月廿八日於高雄房授之

色衆十口 教授榮實法印 護摩榮紹僧都

潮海伊勢大日寺住持 寂忍上人
後下向鎮西筑前國最福寺住持聖也

曆應三年九月十七日於高雄房授之 具支作法也

无色衆 教授護摩一身兼行之

長吏宮寬胤王
一品

同十一月十九日奉授之 自勸修寺御出高雄房

(第15紙)

榮紹 法印

曆應四年十一月十七日於高雄房授之 子嶋灌頂今度此灌頂初度也 教授榮兼僧都

康永二年六月廿一日於高雄授具支作法

無教授アサリ兼行

能濟鎌倉賴濟法印弟子
法印

曆應四年十一月廿一日鬼一
土一於高雄房授之

无色衆 教授榮紹僧都 護摩榮兼僧都

定曉 深增法印灌頂弟子 重受

融運雙円上人灌頂弟子 重受

已上二人康永二年四月五日同壇於高雄房授之

色衆十口 教授榮紹大僧都 護摩榮兼僧都

顯範僧都

宣惠高雄寺僧

已上二人康永三年正月廿日於高雄房授之

色衆十口 教授榮紹大僧都 護摩守弁法印

俊然法印

康永三年閏二月十三日於勸修寺慈尊院授院家新

造後初度之授与也

色衆十口 教授定譽大僧都 護摩榮紹大僧都

弘守法印

寥雅等円房故一円上人灌頂弟子

二人同壇 同十一月一日於勸修寺房授之

色衆八口 教授榮紹僧都 護摩信壽法印

增寶先年入壇今度重受

円海房 色衆八口平座无列

心海

已上二人同壇康永四年二月五日於高雄房授之

色衆八口平座无列

教授榮紹僧都 護摩榮兼僧都

(第16紙)

吳寶東寺定額

×高雄淨寶房灌頂弟子重受
貞和二年二月八日於勸修寺慈尊院授之

色衆八口 教授榮紹大僧都 護摩定譽大僧都

神供俊然律師 詩經導師宣雅法印 散花弘雅律師

上堂讚行聖阿闍梨還列讚榮寶アサリ

覺秀山城與戸住僧 住円房諸人灌頂重受

同年四月卅日於高雄授之 无色衆

教授榮紹大僧都 護摩榮兼僧都

聖嚴近江國夏實光明寺住僧春信上人弟子

同年六月廿一日於勸修寺房授之 色衆八口

教授春信上人榮譽先師三川僧正灌頂弟子
只一人存命仍勤其役

護摩榮紹

盛賀神護寺住僧地藏院人

同年閏九月八日於高雄授之 色衆八口

教授榮紹大僧都 護摩榮兼僧都

定經高雄寺僧

榮弁本千本住僧良覺房

已上兩人同壇色衆八口

教授定譽大僧都護摩良濟僧都

榮宗

榮潤

已上兩人同壇色衆十口

教授權大僧都榮紹護摩權少僧都榮兼

貞和三年三月廿九日於勸修寺慈尊院授之

(第17紙)

已上先師弟子

賴基法印關東

時寶法印花嚴宗兼學

聰賢法印

寬瑜律師

已上若宮僧正弟子

房嚴法印宗惠法印弟子

信壽法印有信僧正弟子

以下高雄

良濟高雄濟尊法印弟子

深增法印深遍法印弟子

守弁法印海尾

已上高雄

榮實法印一円上人灌頂弟子

榮聖已講

仁寶僧都

尊顯僧都

有寬法印

經助僧正

印可人

(紙端ヨリ二行分ホド空キ)

円鏡

興賢 円乗房

道眼 **房上人

⑯

融賢 雙円房
貞和二五三卒七十三

源円 河内寂心房

道堅 般若寺住持
慈眼上人

惠遍 仁和寺池上明倫房

心曉 般若寺 善戒房

已上八坂上人弟子

道遍 鎮西最福寺住僧良修房
故修心房弟子卒去後送給聖教於本所了

榮譽 近江春信上人
先師三川僧正弟子

順忍 極樂寺住持
善願上人本西大寺本照房弟子

俊海 同住持 本正上人
順忍上人弟子

聖源 東寺御影堂聖 千本覺融房弟子

行光房上人
×

寂然 大安寺僧 慈眼上人弟子

弘鎮 敘山黒谷僧

円修 建武五年授印信
南都般若寺如覺房

丶丶 南都不退寺入貞房
於不退寺授之

『第廿五』
大僧正教寬

九条入道關白息

忠教公

正安四年正月十四日任權少僧都

乾元二年三月卅日轉大僧都

嘉元々年十一月廿八日斗色衆十二口、受灌頂於信忠僧正

同三年八月廿六日叙法印

延慶四年五月十四日任權僧正

正和三年十二月廿九日轉正 同年十二月廿九日辭

嘉曆元年八月廿九日寺務再任×十二月廿四日拜堂
寺務道應僧正母儀他界依服暇辭退寺務
依之被仰再任之由

僧正

元應二年四月十七日補東大寺別當

同十月辭別當

元亨元年十二月加任二長者

同二年十一月一日々蝕御祈勤之有法驗不

現

同三年十一月卅日寺務宣下

同十二月七日法務宣下

十二月廿七日拜堂 即日行灌頂自執行坊出立
去年日 貴乞戒潤惠 嘴德亮禪法印

正中元年行後七日法

三月護持僧宣下 九月二日轉大僧正去年日十二月十九日辭大僧正十二月廿一日勤東寺灌頂大アサリ榮聖
貴

同二年八月廿二日寺務等辭退

小アサリ榮聖

建武四年正月廿日入滅年五十七

(第20紙)

同十月十八日辭寺務等三月東大寺御影供參勤之同元七月廿六日於仁壽殿始行之後日自內裏被瀝常盤井殿年一為皇后宮御產御祈勤如法愛染王法及數日然而不及御產珍事々々伴僧八口伴僧元弘元年一月一重任東大寺別當三年
同二月十八日同元十月十八日辭寺務等三月東大寺御影供參勤之建武二年四月為中宮御產御祈於常盤二井殿行敬實河蘭梨兼行同法始行調伏護摩榮海僧正勤之為七星如意輪法阿闍梨伴僧色衆之外也同十二月為兵革御祈於華山院修同法敬實兼行

調伏護摩榮海行之

建武四年正月廿日入滅年五十七

信聰^{僧正}_{東大寺}

嘉曆三年十月廿四日於灌頂院授之 色衆十口

教授榮海^{僧正}_{色衆外}護摩公嚴法印

長吏法親王

同年十二月六日於灌頂院被奉授之御年廿

色衆十二口 教授榮海 僧正 色衆外 護摩信惠法印

誦經俊覺^{僧正}_{于時法印}

同年

十二月廿四日於灌頂院授之御年廿

嘉曆三年十二月六日御入壇^{御歲廿}_{令義立}^{無品}_{親王宣給}^御

元弘三年十月日東大寺法花會堅義勤之

同年 興福寺維摩會堅義^{云々}

建武四年七月^{庚辰}同廿三日^{延文元一}親王宣給

元弘三年十月日東大寺法花會堅義勤之

同年 興福寺維摩會堅義^{云々}

建武五年七月^{庚辰}同廿三日^{延文元一}親王宣給

元弘三年十月日東大寺法花會堅義勤之

貞和六年二月一日於東寺西院僧坊

以先師僧正榮^一自筆本書寫之

同年十五日再交了

一交了

(第21紙)

『第廿六』

長吏法親王^{御法名寛胤}₂₂

後深草院御子^{伏見}₂₃

元亨三年癸亥正月十五日御入室同日御出家

御戒師長吏^{俊覺}_正僧正^{法印}₂₄

同年八月御參籠高野^{九月十九日御帰洛其以後大略御移住}_{御人令}^敏安祥寺了^{同日}_{同二日}同二日^{御移住}

永和元年御陰居安祥寺^{當年六月寺務官御遠向賀州了}_給

永和二年丙辰四月三日薨御^{於安祥寺御庵}_給同二日^{御移住}

勸修寺了^{同二日}_{御移住}

至德四年正月、於伏見殿不動法御參勤之嘉慶元年
六口伴僧

(第23紙)

(墨付ナシ)

(奥巻)

(修補識語)
寛保第三歲次癸亥林鐘初五

遂修復收管底了

僧正賢賀春秋六十歳

(第5紙、「覺阿」裏書)

覺阿賢爾兩上人同壇

永仁七年二月廿九日受小嶋灌頂

教授聖濟

(第7紙、「聖然」裏書)

* * 上人事款

(25)

(第8紙、六行目「十二月五日」裏書)

興福寺供養導師前大僧正慈信開眼長者僧正信忠

咒願前大源惠(26)

(第11紙、奥から五行目「同十一月寺務等辭退」裏書)
康永四年正月四日 宣旨

前僧正榮海

宜令知行法務事

藏人春宮大進藤原俊冬奉

被 紲旨偶月蝕事春秋雖不志之古今已禱久

矣浮雲靉靆忽掩永呈之縗驟雨滂沱不覩大陰之
蝕達法驗於蒼天揚聖德於照代天意人心合符表

慶媛者不勝德還而降其祉 敘感無極宜有褒

賞者 紲旨如此悉之謹狀

應安六年七月令叙一品親王給了
同八月御參籠高野了九月十九日下向

永和二年四月三日於勸修寺薨御壽年六十八

房俊アサリ

房信律師 應安二年

榮典僧都 應安四年
具支作法

賢寶印可

月蝕御祈事驚舞之瑞雨忽降菟影之望蝕不

現只堯雲聖德之壽普天也豈魯愚精誠之成悉地

乎今披 叡感之紫 詔弥喜自然之玄應嚴重之

儀言辭難覃以此等之趣可令洩 奏聞給恐々謹言

二月廿七日

法務榮海請文

(第21·20紙裏書)

實然法印

康永、、

恒胤 長史官 貞和四年三月日色衆十二口

繼助大僧都 延文五年十二月十日

公海僧都

同年月

已上二人同壇

注

- (1) 或建長元年、墨筆合点ヲ施ス。
- (2) 寺、墨筆合点ヲ施ス。倫・大大、ママ。＊、未詳、字形「至」+「參」
／如シ。
- (3) ＊、「參」「泰」交ジルガ如キ字画。
- (4) 或、墨抹。
- (5) 嘘、原作「嗟」。
- (6) 弘安九年六月十八日、墨線ニテ「良表」・「顯舜」二接続シテアリ。
- (7) 明勝条、「明勝」マデハ第4紙ニアリ、双注左行「永仁」…ヨリ第
5紙ニ乗ル。
- (8) 僧、不明字ヲ擦消重書。
- (9) コノ行、墨筆移動符ニテ「御藥」・「嘉曆」両行間ヲ指示シテアリ。
- (10) コノ行、墨抹。
- (11) (本文行「同三年」ノ)三、墨筆抹消符ヲ施ス。
- (12) 錄、不明字ヲ擦消テ重書。
- (左注ノ)五月八日、墨線ニテ補入符ニ接続ス。
- (補入ノ)結縁(僧正、墨抹)
- (13) 三、墨筆ニテ小合点ヲ施ス。月、右傍ニ墨筆小丸アルモ趣意不明。
勤行之、「修之」二重書。
- (14) 聖聰、補入ニハアラザルモ縦系図線ナシ。
- (15) 同、墨筆ニテ小合点ヲ施ス。廿、右傍ニ墨筆小丸アルモ趣意不明。
- (16) 勤行之、「修之」二重書。
- (17) 賞、墨筆移動符ニテ前行双注末尾ニ接続ス。
- (18) ＊＊房上人、擦消。
- (19) (左注ノ)五月八日、墨線ニテ補入符ニ接続ス。
- (20) (左注ノ)五月八日、墨線ニテ補入符ニ接続ス。
- (21) 四月、墨抹。
- (22)コレヨリ系図線、フリーハンドノ如シ。
- (23) 深草、墨抹。
- (24) ■「大」ヲ墨抹。
- (25) 建武、墨筆移動符ニテ「同年興福寺」「暦應元年」両行間ヲ指示シ
テアリ。
- (26) (行頭ノ)御、擦消。＊、「念」ノ如キ字画ヲ書キカケテ已ム。
- (27) 予自筆銀、存疑。官、存疑、「棺」ノ宛字力。
- (28) 應安、墨筆移動符ニテ「應安」、「永和元」両行間ヲ指示シテアリ。
- (29) ＊＊、擦消。一字目ハ「道」カ。
- (30) 前、存疑。
- (31) 第21紙ノ長史法親王条「元亨三年」裏ヨリ始マリ、裏書「房俊ア
サリ」以下、第20紙ニアリ。
- (32) (九日下向ノ)右補入ハ「御」。